

社 協 通 信

心配ごと相談所・公証人相談所の開設について

開設日時

平成30年3月6日(火)

午前9時30分～午前11時30分

開設場所

湯浅町地域福祉センター



◎当相談所の規定に基づき秘密は厳守致します。又、相談費用は無料です。

◎事前予約は2月5日(月)からの受付となります。

◎公証人相談は午後1時からとなります。

但し、公証人相談を希望される方は、必ず午前中に一度お越し頂き相談内容を取りまとめる必要がありますので予めご了承ください。

公証人相談とは・・・

相続や遺言・離婚等、公正証書作成についてのお悩みごとに対し御坊公証役場の公証人(専門家)が無料で相談に応じます。

但し、公正証書作成における経費は別途費用がかかります。

平成30年2月中旬～平成30年3月中旬の行事予定

2月 6日(火) 心配ごと・弁護士相談(地域福祉センター)

16日(金) 老人大学(総合センター)

19日(月) 地域福祉推進フォーラム(県民文化会館)

3月 6日(火) 心配ごと・公証人相談(地域福祉センター)

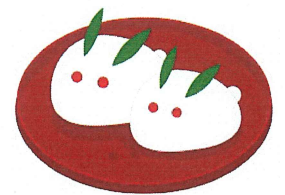
8日(木) やすらぎ家族会(へそまがり)

9日(金) 社協会長杯グランドゴルフ大会(町民グランド)

11日(日) 母子・湯浅湾釣り堀体験(湯浅湾)

14日(水) ほのぼの茶話ごう会(地域福祉センター)

16日(金) 老人大学(総合センター)



発行者：湯浅町社会福祉協議会 (TEL：63-5175)

「赤い羽根共同募金運動」ご協力に対する御礼

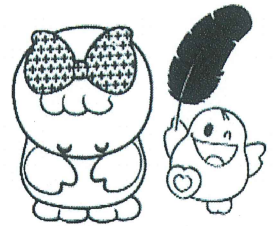
今年度も「じぶんの町を良くするしくみ」をスローガンとして10月1日から12月31日までの期間「赤い羽根共同募金運動」が実施されました。

皆様の善意の気持ちのこもった募金は、和歌山県共同募金会に集約された後に各市町村に配分されます。

湯浅町社会福祉協議会では、老人福祉の作文事業やボランティア育成事業等の事業費として使用させて頂く予定です。

収集金額：1,038,221円

改めまして、活動の趣旨をご理解頂きご協力頂いた皆様に心より御礼申し上げます。



「やすらぎ家族会」を開催します。

今回の「やすらぎ家族会」は、

「ワイワイおしゃべりしながらの豪華ランチ」でストレス解消です。

日時：3月8日（木）

午前11時30分

場所：へそまがり（湯浅町方津戸）

集合場所：地域福祉センター

参加費：500円

その他：①帰宅は午後2時頃を予定しています。

②参加申込みは2月28日（水）までとします。

申込先・・・湯浅町社会福祉協議会（担当：林）



「やすらぎ家族会」は、介護者の方々が一人で抱え込んでしまう

傾向にある「介護ストレス」の軽減を目的に、定期的（年3回）

に、集い（事業）を開催しています。

現在、介護されている方ならどなたでも、ご参加いただけます。



「介護ストレス」一人で悩まないで、みんなで共有しましょう。

生活福祉資金貸付制度のご案内

◎生活福祉資金制度は、低所得世帯・障がい者世帯等への貸付及び必要な相談支援を行うことにより、世帯の自立支援を図ることを目的として昭和30年に創設された制度です。

◎生活福祉資金はこのような資金です（4つの特徴）

①低所得世帯・障がい者世帯等のための資金です。

融資をうけにくい世帯を対象に、貸付以外の方法で解決できないか、相談させていただき必要最小限の資金を融資します。

②相談支援付き資金です。

借入申込時から償還期間を通じ、民生委員さんを始めとした関係機関による必要な相談支援を随時受けることが前提となり、借受人世帯を支えるネットワークをつくりまします。

③原則として連帯保証人が必要です。

借受人世帯の生活の安定に熱意を有する人が連帯保証人となることが原則的に必要です。

④償還可能であることが条件です。

資金を必要とする事情、家計収支、将来の見通、償還計画を詳しくお伺いいたします。

和歌山県社会福祉協議会による審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。

◎その他（注意事項）

①和歌山県社会福祉協議会（審査委員会）による審査となる為、申請から審査結果までの期間は、数ヶ月程度かかる場合がありますのでご了承ください。

②添付書類の準備にかかる費用は自己負担となります。

添付書類については、相談時にご説明致します。

又、貸付の承認、不承認に関わらず提出いただいた書類は返却できません。

③制度の趣旨、手続きに同意いただけない世帯には貸付を行いません。

電話予約・お問合せは・・・

湯浅町社会福祉協議会（TEL：63-5175）まで・・・

※個別での聞き取り面談となるため、予約制での対応とさせていただきます。

生活福祉資金における資金種類

資金種類	限度額	貸付内容
<p>生活支援費</p>	<p>単身世帯 月額 15万円以内 (原則 3ヶ月) 複数世帯 月額 20万円以内 (原則 3ヶ月)</p>	<p>失業等により日常生活全般に困難を抱えており相談支援により、自立が見込まれる世帯の生活の立て直しの為に必要な経費</p>
<p>総合支援資金</p>	<p>住宅入居費 40万円以内 一時生活再建費 60万円以内</p>	<p>原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の利用が貸付要件となります。</p>
<p>福祉資金</p>	<p>福祉費 580万円以内 ※対象となる資金使途に応じて限度額等が異なります。 例) 障がい者自動車購入費 250万円以内</p>	<p>日常生活を送る上で一時的に必要な経費 例) 福祉用具等の購入に必要な経費 住宅の増改築、補修等に必要経費 災害を受けた事により臨時的に必要な経費</p>
<p>教育支援資金</p>	<p>緊急小口資金 10万円以内</p>	<p>火災被害、給与の盗難等、緊急的かつ一時的に生活の維持が困難となった場合の生活費 原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の利用が貸付要件となります。</p>
<p>不動産担保型生活資金</p>	<p>教育支援費 高校：月額 35千円以内 大学：月額 65千円以内 就学支度費 50万円以内 一般世帯 月額 30万円以内 土地評価額の7割程度</p>	<p>高等学校、高等専門学校又は大学、短期大学に就学する為に必要な経費 入学に際し必要な経費 高齢者(低所得)世帯に対し、居住用不動産を担保として貸し付ける日常生活費</p>

※この紙面は、貸付条件の全てをお伝えするものではありません。
又、制度改正等が実施された場合は、その限りではありません。
詳細については湯浅町社会福祉協議会 (TEL: 63-5175) までお問合せください。